

# 抱っこひものSG基準（公開用）

## SG Standard for Soft Carrier for Infant/Children

### 1 基準の目的

この基準は、抱っこひもの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

### 2 適用範囲

この基準は、乳幼児を抱いたり、背負ったりした姿勢で使用者の身体に保持するための抱っこひも（以下、「抱っこひも」という。）について適用する。

なお、ここでいう抱っこひもとは、一本の帯や一枚の布構造のものではなく、乳幼児の身体をベルト等で保持、腕回りや足回り等の構造によって保持し、肩ベルト等によって装着する主として繊維材料製のものをいう。

注；「乳幼児」とは、児童福祉法によると満1歳に満たない者を「乳児」、満1歳から小学校就学に達するまでの者を「児童」としているが、ここでは、さらに型式分類に示す区分によって当該基準の適用対象の乳幼児について定める。

### 3 形式分類

(1) 抱っこひもの使用形態には、次の形式がある。

①背負い式（おんぶ）； 乳幼児を背に負う形態。適用対象年齢は、首がすわった乳児期<sup>\*1</sup>（4か月<sup>\*2</sup>）から36か月までの間の任意の範囲とする。

②横抱っこ式； 乳幼児を横に寝かした状態で前に抱く形態。  
適用対象年齢は、出生後（0か月）から腰がすわる前（6か月）までの間の任意の範囲とする。  
ただし、股関節脱臼防止構造<sup>\*3</sup>を有さないものは、適用対象年齢を3か月以上からとする。

③縦抱っこ式； 乳幼児を前に縦に抱く形態。乳幼児の向きが使用者の方を向いた状態（縦対面抱っこ）と前方を向いた状態がある。  
適用対象年齢は、首がすわった乳児期（4か月）から24か月までの間の任意の範囲とする。  
ただし、縦対面抱っこで頭当てがあるものは、適用対象年齢を生後1か月から24か月の間の任意の範囲とする。

④腰抱っこ式（ななめ抱っこ）； 乳幼児を使用者の側面の腰骨上に縦に抱く形態。

一方の肩にのみ肩ベルトを介して抱く。適用対象年齢は、腰がすわって（7か月以降）から36か月までの間の任意の範囲とする。ただし、背当てを有する場合は、適用年齢を首がすわった乳児期（4か月）からとする。

（2）抱っこひもの製品形態には、次のものがある。

- ①専用タイプ； 背負い、横抱っこ、縦抱っこ又は腰抱っこのいずれかのみでの使用しかできない専用のもの。
- ②兼用タイプ； 背負い、横抱っこ、縦抱っこ、腰抱っこの内、複数の使用形態が可能な兼用のもの。ここには、スリングタイプは含まないものとする。

上記の他、特殊な形態として以下がある。以下は、上記の専用タイプの場合も兼用タイプの場合もある。

- a) 袋式； 肩ベルトの外側に独立した袋状等の構造を有しているもので、この袋状の中に乳幼児を入れて使用するもの。
- b) スリングタイプ； 外観上は乳幼児が生地の上に乗っている又はくるまれるような状態となるもの。一方の肩に肩ベルトを介して抱くもの。横抱っこ、腰抱っこ又は／及び縦抱っこ状態で使用する。ただし、縦抱っこの場合は、乳幼児の膝が腹部に触れるまで膝を曲げた状態での使用は含まれない。

備考 \*<sup>1</sup>； 乳児の首がすわり始めるのは早い乳幼児で生後約3か月からであるが、安定してしっかり首がすわったといえる状態は、標準で生後4か月を過ぎてからである。

備考 \*<sup>2</sup>； 抱っこひもの適用は月齢をもととし、使用上の目安として開始時期を示す場合は、生後〇か月以降と表記すること。なお、参考として使用開始体重を表示してもよい。ただし、最大適用時期については、月齢と体重を表記すること。

備考 \*<sup>3</sup>； 股関節脱臼防止構造とは、乳児の脚の動きを制約しない構造（脚が真っ直ぐな状態にされない構造）をいい、脚部まである広い背当て構造などがあるものをいう。

#### 4 安全性品質

抱っこひもの安全性品質は、次のとおりとする。

項目	基準	
1 外観及び構造	<p>1 抱っこひもの外観及び構造は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 乳幼児及び装着者が触れる部分には、傷害を与えるようなばり、先鋭部等がないこと。特に、乳幼児の肌に触れる箇所には、樹脂成型品等の硬い部材がないこと。</p> <p>(2) 樹脂製及び金属製のバックル、リング等の強度担保部位の部品類には、傷、成形不良等の性能に影響のある欠点がないこと。</p> <p>(3) 乳幼児の手足が届く範囲に、○以上○未満の傷害を与えるおそれのあるすき間がないこと。ただし、深さ○未満のすき間及び洗濯表示等の輪状に縫い付けられた部分については、この限りではない。</p> <p>(4) 乳幼児の身体が容易に落下しない構造を有しており、身体を確実に保持できること。</p>	

項 目	基 準	
	<p>(5) 装着者の肩ベルトの肩当て部の幅及び腰ベルトの乳幼児の臀部を支える部分の幅は、○以上であること。</p> <p>(6) 横抱っこ式にあっては、乳幼児を保持するための、幅○以上の腰ベルト及び幅○以上の股ベルトを有していること。</p> <p>(7) 背当て又は頭当ては、確実に背部又は頭部を保持するものであること。</p> <p>(8) 袋式のもので、開閉部を有するものにあつては、袋の開閉部が容易に開かないように、二重の固定装置を有すること。</p> <p>(9) 樹脂製のバックル、D環等の調整・固定具を用いているものにあつては、1つの調整・固定具が外れたとしても乳幼児が落下することがないこと。</p> <p>(10) ベルト等の調整・固定部は、確実に調整・固定ができる構造であること。</p>	

項 目	基 準	
2 縫製	<p>(1) 通常の使用時に乳幼児の首に触れることができる範囲には、長さ 〇以上のストラップ類がないこと。</p> <p>2 抱っこひもの各部の縫製は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 繊維製の各部には、織り傷、編み傷、ほつれ、縫い飛び等の縫製欠陥がないこと。</p> <p>(2) ゴム等を用いて伸縮性をもたせた部分は、伸縮機能を損なわないような縫製が施されていること。</p> <p>(3) ベルトを尾錠、バックル等で固定しているものにあっては、折り返し縫い等の抜け止め処理が施されていること。</p> <p>(4) 引き裂き方向に力がかかる部位にあっては、力布等が取り付けられており、容易に破れたりしないこと。</p>	

項 目	基 準	
3 強度	<p>3 抱っこひもの強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 引張強度試験について、引張力を加えたときに、各部に破損、切れ等の異状がないこと。</p> <p>なお、肩ベルトが一本構造のものにあつては、肩ベルト部分の引張力を〇倍にすること。</p>	

項 目	基 準	
	<p>(2) ベルト等に長さ調節機構があるものにあつては、ベルトの繰り返し引張試験を行ったとき、締め付け具の変形、破損等がなく、かつ緩みが〇以下であること。</p> <p>(3) 繰り返し衝撃試験を行ったとき、締め付け具などの変形、破損、切れ等がなく、かつベルト等の緩みが〇以下であること。 ただし、横抱っこ式は除く。</p>	

項 目	基 準	
4 材料	<p>4 抱っこひもの材料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 耐食性材料以外の金属材料は、防せい処理が施されていること。</p> <p>(2) 繊維材料は、乳幼児に有害な影響を与えないものであること。</p> <p>(3) 合成樹脂製品及び合成樹脂製塗料で塗装した部品は、人体に有害な影響を与えないものであること。</p>	
5 付属品	<p>5 抱っこひもの付属品は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 付属品は、抱っこひもの安全性を損なうものであってはならない。</p> <p>(2) 乳幼児の手の届く範囲に装着される付属の小部品等は、外れた場合に誤飲する大きさではないこと。</p>	

## 5 表示及び取扱説明書

抱っこひもの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	
1 表示	<p>1 製品には、容易に消えず、かつ剥がれにくい方法で、次の事項を表示すること。ただし、(3)は、その主旨を見やすい箇所に表示すること。また、その製品に該当しない事項は省略してもよい。</p> <p>(1) 申請者（製造事業者、輸入事業者等）の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) 使用形態と対応する適用対象月齢、並びに関連する注意事項</p>	

項 目	基 準	
	<p>(4) 使用上の注意</p> <p>a) 取扱説明書を良く読み、正しく調節し、固定箇所を確実に締めて使用する旨。</p> <p>b)  警告 落下の危険性：乳幼児が開口部から落下するおそれがあります。特に着脱時に注意する旨。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体を傾ける際に落下しないように気をつけ、手で支える旨。また、頭が下向きにならないよう腰を曲げるのではなく膝を曲げる旨。</li> </ul> <p>c)  警告 窒息の危険性：生後〇月未満の乳児は、保護者の身体に顔を強く押し当てられた場合に、本製品内で窒息する可能性がある旨。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児を保護者の身体に強く縛り付けずに、乳幼児の頭部を動かす余裕があるように装着する旨。</li> </ul> <p>d) お子さんの状態に注意しながら使用すること。気道をふさぐことがないなど注意する旨。</p>	

項 目	基 準	
2 取扱説明書	<p>e) 縦抱きで生後 1 か月から使用できるものにあつては、早産児及び呼吸器疾患等のある乳幼児は、生後〇月でも使用を控える旨。</p> <p>2 製品には、次に示す主旨の取扱上の注意事項を明示した説明書を添付すること。ただし、(1)は取扱説明書の表紙などの見やすい箇所に表示し、(3)及び(4)は図や写真を併記し、(5)は安全警告標識を併記するなどしてより認知しやすいものとする旨。</p> <p>なお、その製品に該当しない事項は省略してもよい。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後保管する旨。</p> <p>(2) 使用形態と対応する適用対象月齢、並びに関連する注意事項</p>	

項 目	基 準	
	<p>(3) 各部の名称</p> <p>(4) 使用形態毎の調節・装着方法</p> <p>(5) 使用上の注意</p> <p>(5) (a) 落下の危険性</p> <p>① ⚠️ 落下の危険性：乳幼児が開口部から落下するおそれがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体を傾ける際に落下しないように気をつけ、手で支える旨。また、頭が下向きにならないよう腰を曲げるのではなく膝を曲げる旨。</li> </ul> <p>② 正しく調節し、固定箇所を確実に締めていないと、乳幼児が落下することがある旨。</p> <p>③ 背負いや抱っこの場合、大きく前屈みしないこと。乳幼児が滑り落ちる可能性がある旨。</p> <p>④ 横抱っこ式は、乳幼児を手で支えて使用すること。ハンモック状態のため、側方傾斜時に乳児の頭が下になったり、前傾時に大人の身体から離れた状態にな</p>	

項 目	基 準	
	<p>る旨。</p> <p>(5) (b) 窒息の危険性</p> <p>① ⚠️ 窒息の危険性：生後〇月未満の乳児は、保護者の身体に顔を強く押し当てられた場合に、本製品内で窒息する可能性がある旨。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児を保護者の身体に強く縛り付けずに、乳幼児の頭部を動かす余裕があるように装着する旨。</li> </ul> <p>② お子さんの状態に注意しながら使用すること。気道をふさぐことがないなど注意する旨。</p> <p>(5) (c) 着脱の注意</p> <p>① 着脱は、可能な限り低い姿勢や安全な場所で行うこと。また、人に介添えしてもらうのが望ましい。おんぶするときは特に注意する旨。</p> <p>② 首のすわらない乳児の使用時には、必ず頭当てと背当てを用いる旨。（横抱き式に限る）</p> <p>③ スリングタイプにあつては、3か月になるまでは横抱っこで使用し</p>	

項 目	基 準	
	<p>ない旨。股関節脱臼のおそれがある旨（股関節脱臼防止構造を有するものにあつてはこの限りでない）。</p> <p>④使用前にバックル等の固定部が確実に止められていることを確認する旨。 特に背中バックルについては、必ず確認する旨。 なお、1箇所でも破損等してうまく固定できない箇所がある場合は、使用しない旨。 また、装着後も緩みがないかを確認する旨。</p> <p>⑤抱っこで使用する場合にあっては、乳幼児の頭で前方、特に足下の視界が妨げられないよう装着し、歩行時も注意する旨。</p> <p>⑥縦抱きで生後〇月から使用できるものにあつては、乳幼児は首が座るまでは使用者と向き合う姿勢で装着する旨。</p> <p>⑦前抱きで使用する場合にあっては、肩帯は背中で交差させて使用するのが望ましい。（肩帯を交差して使用でき</p>	

項 目	基 準	
	<p>るもの)</p> <p>(5)(d) (使用に際しての 注意点)</p> <p>①縦抱きで生後〇月か ら使用できるもの あつては、早産児及 び呼吸器疾患等有 る乳児は、生後 1 か 月でも使用を控える 旨。</p> <p>②バックルの開口部に乳 幼児の手指を入れない ように注意！ すき間に指が入って抜 けなくなったり、傷害 なったりするの危険性 があります。製品を使 わないときも、バック ルが開口していないよ う、はめ込んでおく 旨。 (製品本体にも表示 することが望まし い。)</p> <p>③ほ乳後 30 分間位はお なかを圧迫することが あり、消化吸収を助け るため、使用しない方 が望ましい旨。</p> <p>④連続して使用するとき は、体調の変化や装着 状況を確認する必要が あるため 2 時間以下が 望ましい旨。</p>	

項 目	基 準	
	<p>⑤ 体調がすぐれない時や、身体に痛みを感じたら使用を控える旨。</p> <p>⑥ 料理、家事、自転車等での使用時の注意。</p> <p>(6) 保守、点検方法 特にバックル等の調整・固定具の点検について記述する旨。</p> <p>(7) 洗濯についての注意事項。</p> <p>(8) S G マーク制度は、抱っこひもの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。</p> <p>(9) 製造事業者、輸入事業者又は販売事業者の名称、住所及び電話番号。</p>	